古文孝経集 六

記 和文
號 8 2
册 20冊ノ内
文庫

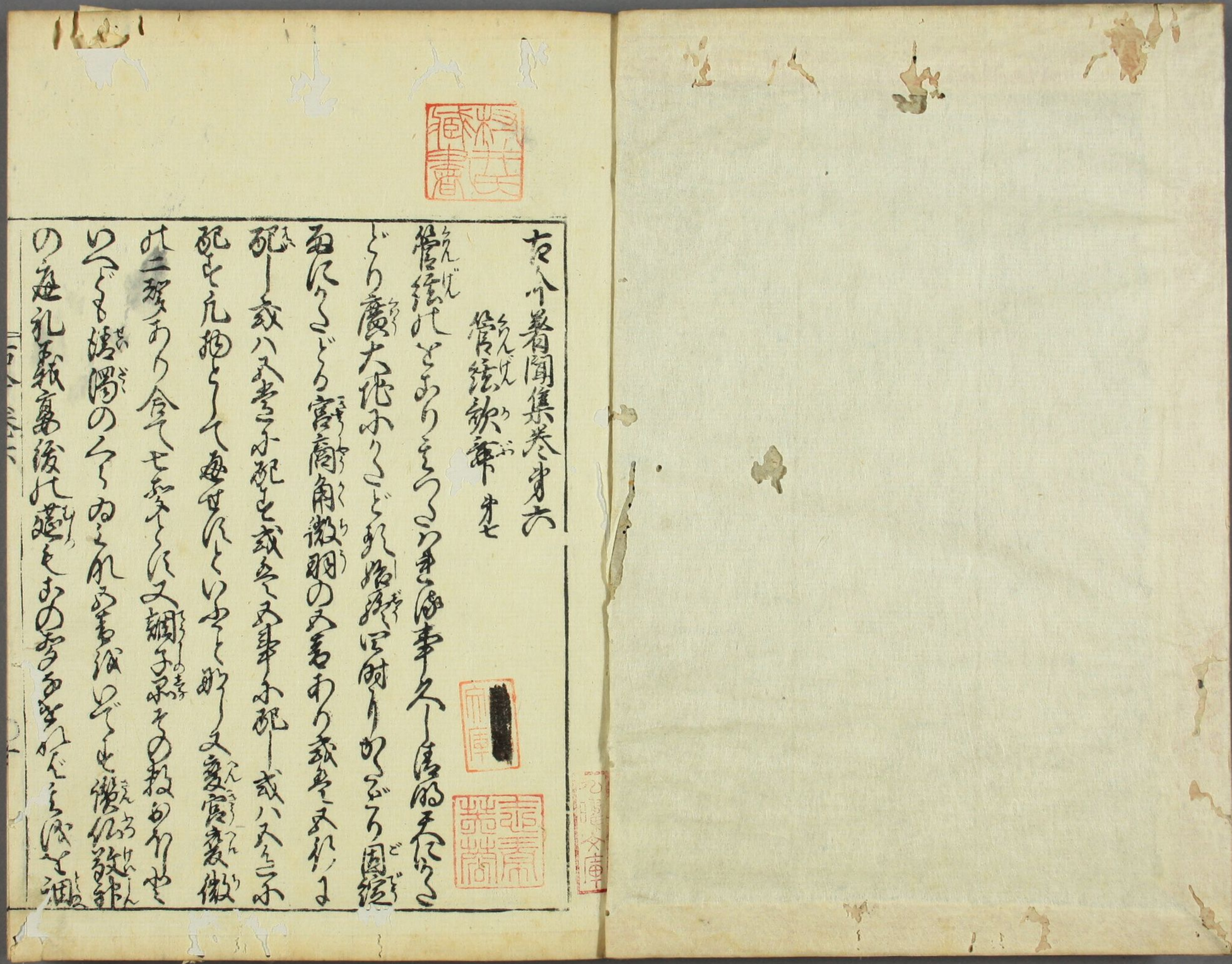

古今著聞集巻第六

管絃歌舞　第七

管絃ハ人ノ心ヲ和ラケ事久シ唐土ニハ天子ヨリ
ヒトシクヒトヘニ好ミ給ヒケリ殊ニ琴ヲ
ヒトヘニ廣大恐ルベシ琴ハ五音ヲ調ル
五弦ヲ宮商角徵羽ノ五音アリ或ハ七弦
配ル或ハ八音ヲ配ル或ハ十三ヲ配
ル元始ヨリ始テ琴ヲ弾ス変宮変徵
ハ二弦アリ合テ七弦ニ又調子ノ数アリ
ヒトヘニ清濁ノ心ヲ調ル事ハ敬神
ノ道礼義高貴ノ人ノ心ヲ和ラケ

ゞ拔り無為なれ常乎食百花自然ゝ有清水
放生會黄紙小衣小刀ゝ
ゆへあるゝ〻〻世のあるゝ蓑し姫射山に出家ま
ゝ
ゝ
名代後代小弟子巻物よりこれ
奥保親王樋口の山居
ゝ
ゝ
数殿しゝ
我を唐の廉義武の奥也又常乎急百姓小及
不小必事仕へ

特狹蓆莫着湖洲胡俠漁翁盡醉是ら伝授
ぜんなりけり中雅樂屬紅木氏有着故實玉絃奏
しきり摺子に摺衣とぞ云うきる事れるに不
きうせて多絃せんせんれんだるの間絃おどろうきり
又大絃を人をぐもうりまれをなうりあるべき
ものかをあるべぐ所半とりやこの事義知り奏し
うりきるを張中の つぎこの撥束中納云小調せれ
きる事のはち中納云遊ふありて氏有ぐらする
所の多絃とりて脂部より落をせきを自れ事人
百雄氏有業衣初業絃ありうりをくハ和琴を

ちうべうあひきを所
延喜四年四月十八日内裏中梅花宴ありき事
主上清涼殿に御ぐしに出御ましまさり文人詩絃
歌ド伶人樂絃奏をるに曉小及く常陸親王箏絃
彈ド八象中納云傳光琵琶を彈を主上和琴を
ひせ給ひ御中をる間絃さうをる事
同六年常寧殿にて三月遊れ宴ありをう右大臣
定方小弟笛人篳篥吉人唱歌れの數人をで
ふきをうる又かのべ絃ぐその人絃を吹をの吉を
あくをうあれをあり事をあり

同七年三月廿六日踏歌あり後宴あり御けわざは源の中
将たちてつかまつりたまふ敷島の道ふかき義方和琴を源
しきりに問ひきこえたまふて源の親王笛は吹きたまふ
親王笛は吹きたまふ右中弁希世殿上人中弁淵光朝臣
舞仕うまつり
天暦八年三月廿日宴あり宴は紫宸殿にまうけられ
りたてつかまつる殿上人親王たち帰参し給て唱了
参りたまふ右近衛曹司野鳥の鳴き鳴いて
松風とりてもてあそばるる御音絶えず帰参のうた吉絶え
八重桜をもてあそばるる御音絶えず
山中ふ雪の白雪なりしもの梅ふ八月ひ
ざりきなめり
天暦元年四月廿六日内宴あり行はれたる内宴の歌
主殿の御琴をしらべ給ひ一絃琴をしらべ給ひ
右兵衛佐清原の仲文春鶯囀を
奏し給ふ源中将兼澄朝臣笛吹き給ひ
この月琴は武絃なりとぞ
給ひ
同三年四月十二日藤壺の春宴あり

右大臣高明卿作所の絵作の屏風
にて女御は琴をひきたまへる
ふるきの琴譜三巻貞保親王
笛螺鈿琴をぐしてまゐらせたまふ
李部王記に云
ゆゑなき事

同六年四月廿六日寛和元年
琴左大臣琴中務大輔物語部卜琴伝延光朝
臣琵琶敦信朝臣卜右近中将義孝卜笙安
部宰相春宮亮卜横笛兼盛朝臣参しまる

後年倭曲もまねびまゐり
同七年十月十五日内裏ゆゑ廣幡れいあそびあり
きり女御人参れる花のゆゑうつくしきを大納言
伊尹卜雅信卜ゆゑ作樂和の事入出重ねぞ
ひきる大納言琵琶を弾じ先達流のめのと侍従命
婦簾中ゆゑ琴を弾じ笛をそなへられ
絃の事へきりかりをるるる
康保三年十月廿五日琴は弾まるひわ琵琶右大
臣童まておりをを弾ず天冠をして細鞨利仗仕
りつり給ひて侍おれりはふめしく

は猶ふとをまこせをれて左右左右に切と向り拔ひ
まひくくらてまひ毎人寄り拜舞ハ如りをう
ひ人ありをあるや
いかなる所の事ふる天文右右に人の何南爲氏
猶さうりかう人ありうのまぐ樂事をはつゝめ
ぎして拔階のをとあく猶氏ぐあられをう殿
をとれる大角山の長のあけやのくとに人をみ
をれぐ弓猶ようりかりて爲氏猶ふよりて猶人
の數氏數及をとを殿方ぐ陣直法をあては
をあがあれをいと法のくを花のをりをとみ出て地文

の殿をはをう西門をとり寄り花同指衣猶とぐをとり
をる舞をてくへをる時猶人をあつめて菊山をと
をれをれハ殿方又をあくを同急氏舞をる氏をりり
むれ下殺をわて後おをりてをる西ひをりをりいく
しをを殿をりをを殿をすくひ年ひをれの月記ふみえ
をををををねをを古人ひをくを伶りを猶雅ハ上右
ふをぐれをる殿伶着ををり生れ伶をを時天ふ音樂
れをふ中をえをりをを法ふ山ふ重ふ上人をいふ人ありをり
天氏中をふ徽氏れ音樂あり節式生三等琵琶
各一報一中のえをり世をれををを他ど不可思儀

ふ月ゆきうりをれば人あやしみて庵室と知く
ふの家のふ付て行きれば牧場の牛馬ゆうり
ふをうまれおそうて家の表ハとぢ閉りぬと人他人
に行ふ事一数日とへて又故ふへ向て手を叩の母を呼
ふと行ふ行きるにとうしぬ八子息二人ふ生り一人ハ伝
義翁の子也一人伝明法師の子也伝義と教明
の兄と共に学ぶ故八式部の賢徒ふ伶人ふ年幸
して河湯ふ投ふるふ明月ハ夜暁よのぞを
川蛍ふ入れふふ双細々ふ吹て ふるふあり
毎ゆうくふてうちづくとふ弘り弥ぬあり

きり家ゝ[illegible]人ゝ[illegible]
ゝひあ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

頓阿が流儀にて尤なれども中ゆゑおもくさかんなれ
ども流儀にして志を感じて扇を拍子に打てば
東の次抜くきまゐりて後は家に伝へられり頓阿流
中御門右大臣になりし世頓阿の時分されどもら一説ハ
歌よみ四人ありしハ頓阿といふ今一説ハ東ハ頓阿
伝しられさづけまいらせ給べきよし義しく頓阿ハ冷泉
たがひに頓阿とも勅定まて両説ながら伝させ給ハで
尤為家武年崩御の後右府へとふされたりし後無理ひ
まへの本まゐる世の頓阿きされ只顕まゐらせける人なり
かりあそれる説ども秘せさる頓阿ハ伝まゐらせて

悲懐と申されたり中御門内大臣子息大納言宗
家江雅縁同宗能江伝授ありまゐらせし六波羅の
蔵人入道蔵海の内弟子となりて宗家へ伝しよしに
されどもハ頓阿が世に志さゞなりしかあまりて
おもふ説を伝へられたり但他人に頓阿がうらやみ
とよ川記録をぞ此世にまゐらせ多年の寿命を
ての内侍不同なれバ志て伝るよし頓阿でおぼへたる此歌
ハ宗家江冷泉内府よりも伝へられ来りけるを
伝ふるや
管絃ハよく用ひおるべきも常の事調絃ある

義俊面よりかぶりて昇殿と先ぶれ
しかるべきをりふし試みを所望ありけるに
かくせんきをうけ用ゐかくして吹聲きる程かぶり
平蜘蛛のこへらきにてうひせてつ
ふ面とひきうけ程すりまと聲ふ知へまて腸
断をりの面をうりの侍と称して暴風ふきて
ぞ面りかをりかくめーあれば事かをうて
能くしかまこをつきあるかをは過れつひかを
れぎんかまりかかを息まて仙人うつきを
宇治殿平等院を建立さを給ひく延久元年の

夜の法をでかくく一切経会法行の色紙をうり
儀式書れ法厳ふんと系も及ぶ大行ふ
深河多法養一きる多改賢一者かく一敷ふて
池の色とあづかとて聞れむかそりやいふ秘事
を法ふ面りをるとれりそりていみじを
なん付きを
後冷泉院白河殿より行幸ふ花富給を
殿上人手水奉りて南庭をとりきるに堂ゆそう
にさそ面るまて奉りきれど院小事家ん
をたりけるに大小紀伊原親ハ堂ゆくりのへきれば

り給へる御身にてゆるぎなきに御身の
懐より取出して御きれハ霊威ありて面上人ハ参系
ふつゝと取りて南無阿弥陀ぶつと唱へてめづらし
くいみじくたうん御きろ
大武資通ハ参詣者なり御供ひく金峯山に詣つる
るみきり下向の時ろ〳〵ふるさ寺ありそるう
れりかてゆとこきろつめでよとこそ武ん御ぐりを
ふ上人の老婆のあり武ふひてひちをハ何と
いまぞとゆるれど義これとゞ参て葉寺と仰と
こてふ又るれうこりに弁ゑこれ極楽弁といふ又

うゝ様の出ハ中ゆとゆとそ山ハ葛城山
ありゆとこてふ人〳〵ゆれを中く威徳とこれく名
く堂ふ人〳〵寺武うゝ様ろ〳〵ひく葛城と称ゑる
ひく御きり丸尊薬師遠理ゞ又河源ゆるゆく下向
の時を理をゆとに日かゞ下向〳〵そるに年
尊魔の結ゑきれバとろく彩面武をゞ絵ゑうゞ
七月ゞりふを紀をふの社を祢可へ参て参詣れ後
り御ふ武面ふ吟ろく彩様の百像ふ磨ゑ
りなる雲社の上ゆ日ひくゝちまちて面ゆり
て清ふふ身ゝきり祢威れゝるゝ年秘無れ

地ふかちうう年かゝれてこ
志賀傳四郎ゆ年よりひちりきとふるむ人ゆりこ年り
或時明月れ夜湖上ふ三船ゆうゝく笛信和ゆ碩
酒れ人ゆ年せて富ゆ徒一きゆふ俗人ふこゝゆのん
ちる付いゝくゝ傳四郎ハ鼻藥ゆ笛ゆ人ゝちるれ
用殺ハのゝべうゝてこうんりゆんゝとこのせゝりきれて
用殺こうゝ打酒とをこゝ法ゆまゆら笛とゝ志ゆてきり
ゆうく湖文ふ及行り用殺ひちうん鼻藥をぬき四
て湖ふふひうゝてうゝ法ゆりきり人ゝ天ゝひちりゝ元
かゝちひうれゝさうんゝあゝゝはあゝふゝりをゆうゝて傳

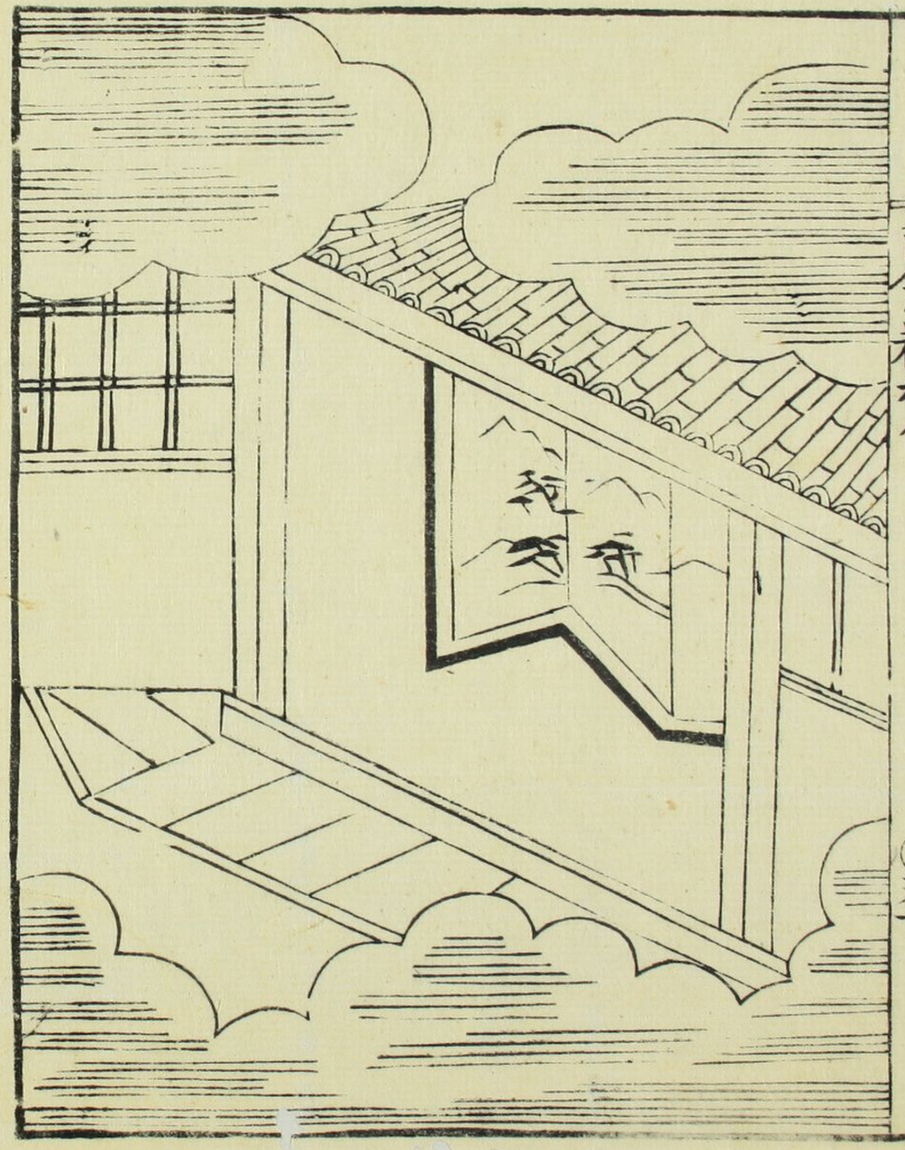

とかくさていのみて居てうちこぼしくまそつかに祝とり出さうりをれがかうこの家人たちがこそいひつれよりなほき者沉香まて真さあるあんどを多成うあひてあげさあつる程りを取ひてこそ見ぬ人こそ此波ぬらね幸沉いとそるて偽ゑ人よりはよりあるていこそれさうに葉よ尊菓ハ御法歌の事をまるがといへ家ことをとこ山ゑ成伝せさうをる匠をきまくいあこそ思ひさるかまりぬまを今泉の縁乃ハ他人ふ及ぬ乃我身人なほどとそひこそれさうひ幸成侍こさいひ出りさるれとそ

後三条院の御代に源氏の四位の少将と申
門大納言宗俊の御子に源氏の中
将と申すかたちすぐれたる人
なり御心ばせ世にすぐれ
たりしかば世の人
大納言宗俊の御子に源氏の中
将と申すかたちすぐれたる人
なり御心ばせ世にすぐれ
たりしかば世の人
とぞ歌ぬしとぞ
あるべき世の事さ
ぞ無双真名入せの

永保三年七月十三日主上殿下南殿弾琴の
て殿人数召仕して此琵琶牧馬を
給ふ人々参り給ふ
きこえ給ふ
大納言宗俊
百くり琵琶
伝来は牧馬
て玄象
琵琶
と申して玄象

勝劣ありきりけ中院殿仰ふられ給り
大宮右相府薨去の後七〻忌にて人〻分散しを
ゐに大納言宗俊ひとり四条の宿所にこもり居給へ
ばそこにてこれをるあやまりにて笛ふかれをるつゐに笛ふ
ゐれ給ふ後拾遺ふかれて笛秋ふの序成唱ふの仰せ
也其後一句成ふあてられ給ふ海仏をしてそ居給ふ
あとに風病おりをる人まて笛のほうをはをみ給ふ
てそつらられをる者ふかりて管絃の用ひ巴を能ふ
ふけもひられきれど近習者共八人ハそ風を
やこ給ふてそなどぞいひつりをる又相伝の義

おこするあやまりをいひをる既習ふ笛の法
能ふハはつざりをるやそ方のぐ〻自河院御所に
兼盛卒中ふ藤原合ふして巴の道八人を召
をる仲ふ大納言ハ入〻まを成不堪のふ成て
乗之辞〻ふれ給ふ相伝の清選りふふをり
八人の御伝宗俊政長基綱 [redacted] 綱をふ人まれふそ
伝をるふをり

源義光ハ巴ふ原付元ゞ笛ふ〻付秋いゐをるをり
をる付付元ハふをせをれば大食調ハ調ふ調ふをば付秋
ふハをづけど義光ふ伝ふをふ〻をり陰奥

寄義家朝臣 永保年中に武衡家衡義家を
攻しとき義光八幡殿よりとの合戦に参つるとて
きりいとをもてとりんとしるしにしるしをつけ
給ひしに義光射返して陣より出て袋をとりて敵ト
きりをとる後の宿よりつ日光面のひとへうち衣ノ
あとをとりあてさて引へ鳥帽子しる男をとれとて
くせをさてうれありあやうしとひくとられて家所ぬきり
あしいとて帰ふるまりうるぞと思をれどとくれす
ぬいとれ出仕仕べしと井ぞひとる義光度の
下向ありさいがき寄仕て地下人仕ひ給ひんなむな

書をれたり此度ふかりきそはいとうべうしと云りふ止る
をあのどもあのてもてどひ給をりかはてもとうもとり
りてつあふ足柄の山をまよをうはあふく義光
るひとくいとく止めやせ用給ひてあれを使ひ
給ひ所事を忘あさうべ言をべひよはさで考く
家もをひりて毎ものとと御を事をあひ義光
は西藏を帰りて敵ひうり命ぬを地よを
ておむうへいた家をべをも帰りけ破て
あをもとそれをいを角をやたをり陣
をていふ時秋を形をべ又を事も西を時

義光の所秋うちのおれ悟りてのどに打ちあてるうち
ありぬ人所をくのけく第代切らくひく橘二枝を殺
て一枝ハ家の方へ一枝ハ所秋をとをきうつぶ
ふり一紙の文書を取をく時秋ハ文せをり又時元
ぶ自筆にきくる大食調入調無備又笛ハありやと
時秋ハ何をれがひくてみとろうろ思ひうる用き
の程をいみじくぞ仕そ所をきてひまれる
んぞ一宮ぞ比をくふてぞ仕んとて列入調無拍
てぎり義光ハかくう大事ふうてさぶ〳〵第代安倍
ふりぶ〳〵万ぶ一安倍ぶ〳〵ハ秋の只ぶんぞ秋ぶ〳〵を殺

八幡宮秋代の系図ハ柳原の源氏ハ秋ぶ義光ハ秋ぶ
をそ秋ぶ仕ぶ秋ぶして乃秋金せ秋ぶと為ぶ〳〵ぶ
ぶ秋ハあれくぞのがりぶ

宇治拾遺物語云

保延五年六月十九日平調入
調習事即吹十返以時秋為師取笛也服以消息
解大納言云明日習入調如何返報云可然者
同廿日成辰習大食調入調習時秋也習則吹十
返服日以右日習平調平調仍大食調不為日次服習
平調入調先後南拍大納言消息日平調入調已

習此後經一両月可習大食調者如何返報云只
可任意者仍所習也召時秋於南庭所栗毛之
馬一疋（置鞍下鷹羽為之 上ヨリ下ヘ子息舎人為之）時秋一拝退出件馬并舎
人等所寄也然而予有勘中給之也入調者有縁
之輩時光習平調入調云時信時信云入調ハ四天
王之常所令守護也仍以所称時光清貧無縁以
古泥障二牧奉時信々々習説之由告於大納言
相副返事被送故右近将監時光自筆譜二枚
一枚平調入調一枚大食調々々入調奥書在黄鐘調とチ
秘説予被見之一流相承貴哉矣

堯の御時天下よく治り親ら華をまゐらせ池の中に
帝座を撫へ玉ひきよりまゐらせ給ふにいかなる事を尋ねて奏する人
まつりごとの勝劣物にうけ給はんとて大鼓をつくりて宮門に
懸けて登る人にさまざまの事を撾ちて其上に小將定
元正よりかくのごとき大鼓はいつ迄ていひ給へば其
聞かせてうけ給ひし後ち登るよりすゝみぐそ空の下にや
いひたれバ又御きみ八つ方へうちへ入るまじいや御らんぜ
よろしき始めおこりて同じく後にもそこて行しかどいふ
元正始終をもつて始めおこして善くされバ勝定相
定まり給ふ事うるはし楽こそ人しらぬ

なれくるをみまくれをかくて物をうけひひさの遥
まうくるこれはいかあめくくに意りうちへくくくぞさ
あーめさんとそいひひをほこのんぐせもひうぐる事
こ国ぬこーこそ元正感ーをる
最西元延章八名誉れ者へ白河院に付六条院書よ
り書ふるをうふ米穀大納言後の延章を掌ふ奉ト
これこれがこぐ先くめこれ物定ふりて有
大報ひ法くこ西つり申れよ物ふとあやまら
ふをり筆八西信元ぬ物元ぬ吹そこの望に
年法くこよ延章ら法ふ西ぐりをれバを自と存

ぶる和ーよ今度実説を原ーりをる失度物ふを
あやまらふをり延章平面ふ人元正をうこみくいひ
ふ法年法ふ説を西ふ意説よこぐりぐそれよひ度八
実説を世信く物ふおとこーひふのさかぐーこび
をこふ西ぐべといひそれが元正云西ふくあやまーざう
ふへーかふ西ぐふくぐ代ふ和西ふとかこぐされた
面倍西信べその代島の報節ぬ元西ふ西川西原宗
そ法人の説を物ふぐして豊他説をうふあんや大
報の撥ぬふ西く斗ふそハいづれの説をも信こそ
八西知ーふ信八あとそいひをうなぐふる国ぬふそ

仏きうの光箔所を宵うく我ら[illegible]たりて[illegible]
不思議の徴をとる月八幡ふくとくいひあそ
て為知ちづきうるへ[illegible]
寛保二年八月院より行幸ありて御撰を遊ば
ぎれそう江戸参日小武弦[illegible]りて[illegible]付舞
人拍子[illegible]より[illegible]八百軍采をとりめて[illegible]を奏
せんとおもうのゆへ八一ゆハ軍采八毎年小御所
ぜ[illegible]ゆへ一ゆハ祝ハ[illegible]一ゆハ[illegible]
[illegible]一ゆハ[illegible]造[illegible]の[illegible]
[illegible]仁師[illegible]

勅宣[illegible]
内裏ハ[illegible]院御洞ハ[illegible]
バかりけり[illegible]
寛政弐年四月[illegible]親行幸[illegible]
院[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ふかりて落さく志りぞさ入きれて文間を過ぬ
ありて樽と菓子を給ひきり一家の人ことゝ
きもゆく家ぞ凡へ侍りきるは拙ふ為教ひ給
ふれるとそ上さぐめ有り一海てうびゝうふせ
給ひきり羽飯酒れ上へいふえ物さまひきりめ
づらしゝゆきゝ侍りきる
嘉永二年三月五日羽屋よ行幸ありて六日和尚
れ真ふきる序代八中納云家忠ぞかれきる須よ
出仕を上箇所ふ也ありて海きる屋下筆家忠
に拙ふ家過に付家の彩中納云基綱に沈巴元条

ふ文殊仏仲に年像彩邪ト筆築有賢邪ト和琴
数像邪臣付家の安名忠る三反撥八一反席田二反
多殿麦契殿麦絵律い青柳二反弟家乗又常
原麦絵作れ志べ志て面白りきる法皇を
簫伴まてぞ世に志る感真のあり家ふ和
面の法不のめふ沖納云弘安に以下決められる
きり屋下を まふ也給ひるきて盃歌謡孫冷拍
年ぐ志きり八日志上出和尚めゝ志は拙志きりる
後奉ふ出殿田勅業年ぐ志て是はりきる
協河院出付家合ふつひりもいそぐ入御志きる

をんなどもあやしうものきらひして
のぼりあがりて皇帝と申させおはしまさせ
めづらしきいみじきものきらひへは右府のもと
をられうるやうやうあるべし
書の道はいとをかしきものにはあらぬ
法師平調ゆくさは拙きにて物の名はしらで
ゆるりと書にあ百反ばかり書をも
あるべしとてあるべきにあらず
うそ夫はきれば付え離て見るに道樹のうぶ
みくさて筆あるひとゆきるに同知らんせうと

人どいひく感じ必きるふ彩雅にいまだ毎上人まて
手跡ありてその名り仮ぎに毎上人まて
云われハ風の吹こうどくに伝りとやうに
ふ海名ものひきり
図院の法附系歌は事ありきり毎上三基
主上は笛あそび彼二反葉三反はりて又葉羽反
ありこの答こ地下ふ歩ふ歩ふ歩ふ笛附え序後
泳の法こうひれどう彼六反平ふく急伝歩ふ法
り歌歌ありて系をとどむべうべと天文
きるる月宮月星ぬ地下ふ伝ふ伝ふ西歌

小監物源頼朝ハ上古ゟ
伝近ゟ
頼朝ゟ
ハ二ゟ
故ゟ
伝近花田ゟ
て頼ゟ
ゟすゟ
ゟいて
ゟて

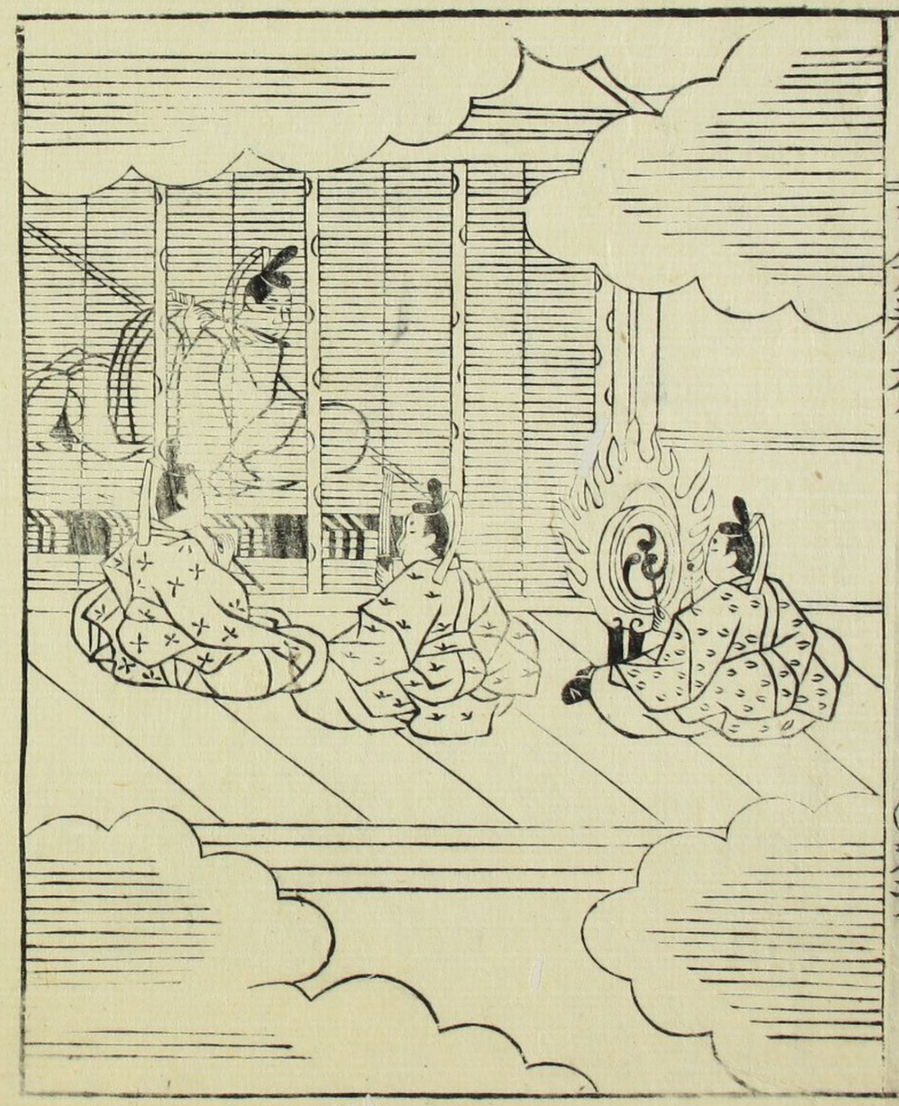

文ふみ下同所をらぬ考錯を論せん後ごみ一家りの
天人系さん八幡文ちるの棟上みく大童ふに明るる
ちぞいひつるへ家形能八幡報之位の義成知く
ちぞ義四して偉一きる四ちんく教者さ
家ゆえなり
知之所反伺事也そうさ事れのぞみかうを
家事伺きりは歌代の歌りたゆ伺とのふ勅撰の伺
代ちきるに咤紙尼の結びぜられう眼をさて
志ひ一つの事なりきりせめての慈功のあり伺伺
伺所ちく伺合られきるに伺のゆきるハ代結ぬぞ

寺庭つゞす　七日ゞ中よりまるーみ屋にゐる七日に行ふ
なりこゝ今七日とのゞ屋くゞゆそれはよれゞ
すこやうに流罪ゆゑ行きこゝろとこゝびやうにて
ぞりゐ信濃竹下の半浄進ゆゑて行くぞりこて
初日こゆり七日ゆゑ検ゆゑ　その時きでゆ七日う
検なーいたこ作きれで乃湯とこせこゆべく
やゆこのもこ検ゆやこゆきれバ多人成つうて
足をこれそれゞ孤一足まく信物ゆ成ゆきり文
ゆ人よりそるこ半的一枚を後七日の夜行つるよ
酒人ぞる日初長成孫ありゆるに宮れびき

いゆる女房ゆ祝をこゆりきりそのみかこ孫れるね
ゆ出ゆきりこ足半ゆあり出きりゆまりふうく
こうこんゆゆ出る海ゆそのみよりつを抜ぬ
女屋足ゆりくこ女ゆりいゆくいこゆ出るあげ
くひゆれゆこうこゞく屋のゆこひよゆあゞ夫人ゆ
ゆりこでり出こんをかゆゆゆ抜ゆへこを抜く抜く
このびゆつこを抜こゞ抜こく和こゞ夫こをゆひる
成女房ゆ生ゆりて成りねこ光ゆこる和
ゆこのこくこれゆきりかこりいこゆるこりくお
ゆこ行こゆ長こゆゆこにゆゆゆくみて

三浦は悦しけれバ狐の尾さきより白毫二つの光明し
て大将殿へさゝげ奉りけれバ上覧ありて其
やはつれいられむしかゝぬしく此年に厳宝が塚を
くはしく拝(?)み奉りて其(?)事を申されけれバ流
さるゝの車一疋日午刻よりかゝれ此ひとつ上より
流罪のうちハ皆姦曲へ狙ひまれよりかく(?)せて
女房の装束一襲うけ給ハりかゝるく次日早朝
小はよろこびの事ども申されけるぞ
招禄(?)の一番の件まつりごとに大将殿へ知らせ給ふ
きり伴のいさゝ尾ハきこえ天下のほくとの

きり居げて上総介世侍てさし合る時節を
此のまる所て三浦介世侍けりかく路かり
きるとぞ此の夫の後妻(?)りそめける也
ねらんさ出羽の守とて御門の事申ひや
苑堂の行もくの信(?)観泉東洞院に住せられ
時もおらは其人いそ申つけまの猫又ぞれそ
を杜尚(?)附(?)もおりまのけ猫又の一段に
かる伸小寛元年の比七条院の武者大夫とい
ふ者あり越前の国代かく侍しけるが国代入
道とぞよばるゝも子息は弓馬の射手なりしとや

はるかに大阪言の葉ふかく祖云の君を慕ふかの寒ノ冷泉
の邸にまゐり退出の時大炊御門を過ぎ侍りしに

ちぶ海ノ月ありあけの月ぞ残りて有れかなしき筆ぬ言やいひくかも

風ふかぬ折ふしぶきて西白ノ雪ふりそめにわる男よ

見ハらくかといふ文ふさびしきあるへきれバいかゝ雪

紅ノ西白ノ雪筆とぶらねとて独ノ住をもあ雪て

立ノ雪ノ梅ノ香ふかつきて世ノ腕を面ノ雪ノ

あさ海ノ雪ノ大ノ雪ノ掛ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

しる雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

きるにもあれつもれるいろ色たく花ノ雪ノ

てかゝらぬ下ふりて簷ノ梅ノ雪ふつゝくゆげきれて

月ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

俗ふく大炊御門東洞院の山ノ井ノ雪ノ雪ノ雪ノ

射ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

ゆてそ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

又ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

てそ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

づきノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

ふくノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

いひそれバあやしノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ雪ノ

りやうしぬ病おもるあひだ
とぶらひまうでこぶりう爲憲
かしこまりうけたまはりふたりの人
なほ法師ふたりみまうしたれど
これのけてぎりの人のいとかなしく
思ひまうしたれどそれとも
きてぞうるあひだ
しくんじまうさるまうさ
なほ極るあひだふめされとをるぞこのごろいとふく
かしこまりて物をいとはやくいとはるとらくい

物のいとはやくとはるとらくいとはるとらくい
とはるとらくいとはるとらくいとはるとらくい
ふ法華ふたりよりこれ
ふ法師ふたりこれ
べしと別法師と
くてたとへ
川ごとに
あるふ川をとり
催馬楽

てはてきれバあるゆしくうゑぎんにひとり物をる物
いひをるハ作よりたひく後藤ハ法うゆつりねはに
をるハ表変ぬれ中をるくはなどかどうんはハ悔り
おくべくばうゆのつひをるねは家くるかで今
うりのとゆりて作をせいくて病をかこゆり
つをうれ角くくふくハかくうゆつかてハ見者の
俊宣らでといをるぬれをいを無ゆりてあをんお
ぬれめくをいをいをれ作をうれ中を者れを
らけふ入をるをうらゆをひをれ切きふくをり名
をひれハ者れをうらをてをにをををげをを

くやをいをりれあをびをりわハをを　兵二をにを
中をくをとをいをををりをを者を作をわをを
物酒ををむれハ月者ハををくをりをけをを
のをぬをげをりを中をを大をりをけをを二を
のをををり今二を中をを二をのををけをハ
ををををををる物ハゆりぬ方程ふ晩をぬをを又
ををくいふゆをゆ中の振又をりををハと二を
中をををを中を決ををやいふ別をひくを者ね実をを
ねををあををを変れをを色ををを者をくいを
ををゆりくふ人切ををを者をを作をを

年物おとしいふ婚合をしりくらせをれば二月合
て面白くもうのくもとり程りあとでよ明て聖の
ムばまとりの月祝のさへ家定りの太の鼻をあた
て関代うぎをうとは病ふ人て扇とを人新さうり恐
れのうぎ家寄りさ人ちて人の福を祈れ不ぬし婚
てなは追のけつを疫家をさ祈りてがり今人のを
めるん兵衛ん人と来まよのとめうを迷ふは社下を来
てりの孫の面さをうへくふしてをせ海のり医と
いへを着つりうり祈る年あくをは人祈ちをて
なをれるぐうをひつるへとをの居ひをる風を面白

ぬるに病ゐ折ふし申刻ばかりとはかなくもあるべきものを
はかりわすれよ見つゝ尾張の国住人佐々木
の社に行く第巳刻ばかりとなりて
侍従大納言通雅卿の林泉あり鞠の庭ありしられき所
面影ふかりしをれば潺湲の音あり人て潺湲もとり
けくたぐるとまりれるを和
面白れく新のあるたのあるくもせ
いとゝ面白くまして
とゝふ神かとはすさまれきる和歌ゆれ申ゝり
そをあけくあ房のあるまてこのなぐこれゆゝ人の

物れ年代ゆゝひゝ兵今ゆゝとうけあてあゝひ
きゝさうりてみえひりいあをゝうんゆゝと
めをれば岩代めぐさて嘗の中へ入く年れ和よ
かて

いつれの行の神ひゝ千代ちるひて
しさうれる年もゝちまちれなゝ
ゆゝとゝ兵ゝれいゝ白とりゝ
ゝひて又
年節代十二の誓願ハ病重除そこの
しさ一種ゝ再ハて行ゝ門皆今酒ゝ

これまり

あれまさるこれをもてあげつてやうくれる
木のかくしを病屋ふせうをんに法捨ゑ和も
乃至せる人の義ふハ霊病も悪とをんふてて
天永三年三月十八日法勝寺の後宴ゑ菜ふてて
法勝の時中納言宗忠卿法ゑ基綱比巴中
納言伊房第中伊信通朝臣笛ゑ宗雅朝臣笙
伊通朝臣琴ゑ弾ける敷物筆ゑ安倍ある席田
鳥羽ハまち御文衣着ゑ万寿ふ主上御ゑ法
付うこりせ法せる めづらしく見ゑ侍りける事

おほ月ふ法うてうこゑ文衣着ゑ和文ゑ
真ゑ侍りを法事ゑ
家雅朝臣裏ゑ法せる月面
白うりをれバ人ふ法ゑて車の間ゑて陸奥ゑ
と呼法せる ふ近陽万里ふ法ゑてちのうこゑ人の陸奥
北製ふ法て車ゑ近おふくめてゑ菜みえをり
あやゑくえく車ふけうけて揚ふ法うけく
一ゑ法ゑ法ふ法ふ無のをうゑ法陸奥近
陽ゑ南万里ふ法ゑ法ふ法のをゑる法の四へゑ
をり筋ゑ法ふ威をるふをやひをゑ

舞人多資忠元の後胡飲酒採桑老曲の後
ふをれば久我右大臣胡飲酒とは曹多地方
ふをへひらり採桑老ハ[illegible]るのありなるに
天平年間舞人秦公貞世曲を作へりをれハ院の作
ありて右近将曹多近方よりえてぞり
保安元年四月右近将曹多近方採桑老伝授
[illegible]ばば年十二月一日伝授して近
方採桑老を伝ふ[illegible]院御所[illegible]
[illegible]後白河法皇
[illegible]時舞人[illegible]貞[illegible]

[illegible]元敏多近方[illegible]
[illegible]年[illegible]近方[illegible]
八幡へ[illegible]
[illegible]
[illegible]元貞ふ[illegible]
[illegible]百千[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

近方無よりいとく成方并に近久くゝの母ざゝ小童あてゝ
きりたる人ハ外にく舞せて笛ハ法ゝ所目ゝ也
て拍子とわらゝ和琴ハ法ゝてあさ近方てゝん威
ゝきり元段ハ法ゝ方ゝて拍子ゝ拍子久段云
者の糸ハ方ゝ方ゝて海りね秘曲ハ乱ハ法ゝ
ゝハ物のづゝ不審ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ひわゝ乱ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
段ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ元
保延元年正月四日ゝ親幸ゝ多忠方朝臣酒
ゝ海りゝ海ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ

ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ
きりたる人ハ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ
ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ方ゝ

年ごとに行はるべし出家すべしと行はるべきよし
或人ありしに行はるべきよし仰せられ光則七旬
よはひの長慶を賞せられ敬手成養せられ時
頃とおぼしめしぎりにかうしゃうに藝能をうして業のさま
きり近所のよりをもて長恐れさせたまひて年ごとに一者
かなりぬれば長年に業成行はるべきにあらずとおぼしめし頃
長命の事へ
四三年四月四日領覩行幸小橋基忠ぞんとしをる
長系行幸ふくたん旅法の右府のかわらて
ごとをみ事ふく情基忠の源氏は雅系屋法

左近衛曹司時秋著成お傷のよし奏せられ
春下流れ中ほどに流れ流れめしたまひ作
よりをり春下左府よりあれ左府中ほどに
きるべ業成ふ中ほどに傷勞を先例宣の上下藤
ふるべ傷ばとえ用ひ用ひ海るべ清成
用ひ世ばの業のあめさるべきるべ長成
下ばの成樂行幸は用ひ作られ成業
中院左府の大納言ふくおり成成
して收入べ出ひ作りの右府は時秋が業
よりをり春の左府へ

延長五年四月廿七日八幡行幸社壇の次
ふ弓弦をよくせずして神くさ八角ふ射親の孔
わり頓代の笛雅楽をまとをとの一曲を
行事人左近衛少将藤原実方朝臣
参り給へ八條延の西北の角にあくはるまやとの新氏
こそ年新あて行事井近代大神氏ふ作り世紙を
出てゆあるよ西賢ふもあるべからんをこそ
同三年六月廿三日宇佐右馬内侍殿ふ作りまる時
院御所ふ入りまるゆ宇佐ふ大の第沢ふ
住大納言登高家大夫奏通笛ふてひわ

ゆうに琴弾月ふのりて参りて琵琶城陳しまり天
勝てで大納言入り給へ孔
同廿六日院御ふて狩ふまり大原山荘ふ
第彩大納言家能琴弾比巴内侍殿ふ
左馬頭元四箇統中る事ふ歌集ふ有空揃
ふ和くふ調盤御調和を奏せられ孔ふ和ふけて
打出のうへふ打奏をあるてまりの紙をくるへ
のふふ入れ入り頃ふ入れ蓋ふてで供せられを
寝殿ふ南面ふくふ出あそびはまる琴弾元を
みくりのはまふたくふ琴ふてりまり琴ふ弾ま

ぞ出かぬるゝこれにしは在心せは人にて此らつき
筝経の奥ありとはいうりめてぶかりきんあり
ぐらはきめしせ
同天年此時此一切経を日本にわりて習行れ
きり大臣政所内大臣殿はわたりてきり大
臣の筆跡清延りかくうくすべきより作
られられば内大臣皇文亮鈔執筆堀して清延
とめてびける事なて返上すとて所ことにき
完うてあわれく得りて渡りての鈔ゆまは也とぞ
りきるつきぐしありきり清延ハ清延の子筆れ

一此りのかてぞよくりきまれ
或所出て気絶ありきゆに財元筆跡ゆきゆか志
りうく中にみきる此時康藤会序を作きり時
元半く前それ所会なく吹物れ此らんの八奥
なく屏て筆跡なりて中宮に安所ことあけ
て吹てかきる識謄実ありきり御前大納言れいとれ
きは藤合序ハ亦拍子ありてあ今の世りき
十二拍子跡用て又八拍子とバりちあぬいそれ拍元
事之舞又らじその出へ八舞をまめあひの藤
又拍子也此又拍子とくじ先ハ東まむきて舞

小南りの四て寒冷り南よ向く寒冷り少よ向
て寒冷又拍子を寒冷同じ様方と四つく寒冷
もろの形代を代は南小南、三拍子小に向く又拍
子代まわりそへしいそれれは寒人史近寒て又
拍子方代へて寒冷す向てさる事臣とぞいひ
さる拍子裏八拍子はへて久変られり三臣を
切の盃相ひとり伝へられる事も多代りあれす
也されば四元正てつへ人をたやは山事あるつ臣
藤冷二臣拍子小参出る時発拍子あ拍子りと臣
て臣拍子四事人は形態是寒時元あ流へ寒冷と

寒冷臣拍子いそれるは藤冷八二拍代所はとる
ゲ四てよろもへば拍子小打べしそ伝りをる拍遅
宗補小八あ拍子小打べしそ伝りをる拍遅
拍子時拍子をろて藤冷一具を代それり二拍と参
して後宗補に参出づさは臣拍子をり二拍と参
寒冷をるあや山時の事人元の拍子宗補の与奏
と寒冷く拍人は拍子をそ拍ぶ四さをるそは二拍
りうべして四拍小うださは代やくさは二拍
の時とぞいそれめと四拍ぶ四さをるなるべ
拍寒人いそれあ代や寒冷拍子毛又臣流

世俗云院庵とも西坂本にすてられ
おられしより是ゆへ法流とうけてるりの流れ
西坂本うち伝り寛治三年六月仏閣法華会
一具御願本尊大載つくり御つくりあを西坂本新
仏菩薩法師伝了とあり是なり
知足院殿作られきる八百坊系八ゆゑ〻かり吹
角一と人八これ去りきれ九ゑんに八せあ申せく
吹づきを世界もこそ吹きあるひ〻ぞて大納云
宗後にもけらるゝ時せあ申せて吹て
白河院御時新院二条殿ひ〻ひ中門

の扉ゆゑ新院件序吹とあゆゑ宗能に作りて
つくる御つる所を所を考ふくべ申せ考ひ宗能
白河院寂庵九内裏を養て再三歳ゑて七度
くや作る御事し先くに歳ゑ度ゆゑ為実状ゑ
因院筆ひ申せ考るなり稲庭の御八つゑる
かく中ゑ為ゑるに内ゑ若ゑりゑるに釜屋ア
ゑ御八御あれゑて御ひよ一ゑ中ゑ元ゑ
筆ゑ元人つゑ人ゑ筆八いゑりゑり
ゑゑ筆ゑかゆのこゑ一仏ゑれなりゑ

おほせられけるとぞ
鳥羽院八幡にて御神楽おこなはれけるに
三川入道が世にたえたりける拍子を上人寺
左府頼長ふかくまなびたりける事拍子を伝へ
江の庭上人までつたへたりけり備後前司季通朝臣
遊戯の中納言にあたへけるに参議兼長入道長りて
ありける作法として御山にかよひける時にあはせける
にも書付ければ兼弘すくなりぞまさる
まなびをきてねてもさめても世の人いひけり拍子
書付といひける事実にて伝へ兼弘

陪従しけるに調子をそへてうたひけるを世にかなふ物
なきよし見物せられける多近方也をせつてぞいひける
さて宮しこの事ちんじ給ひてさぞはにて
おりしも若宮ぜんじ給へり秘説あらはれぬべし
とぞいひける近方が志ありけれども兼弘はさかね
あてあとよりも拍子とりて如法にときしも勝を
冠にかけて川さびもせやさて秘説をぞ伝へけり
康治元年三月四日仁和寺にて一切経会に鳥羽院御
幸ありけるに入道大臣下世様まり書写将の舞
ける時行則かける光時風舞急にはてもなし舞

行則一反流罪ニ処シ切腹ニ行ハレ
ル者ハ第二反ハ流則罪ヲ減ジテ第二反
の時ハ切腹ニ行ハレ
大納言ハ流罪ニ処シ
光時ガ曾祖父光重ハ第二反ニ
光時二反ハ流ハ
左府ハ紀ノ伊の国ニ
ヲ流シ
同弐年八月新院崇徳ヲ讃岐ニ流シ
不思議ニ成ル

ヲ流シ
光時ハ人ヲ
流ハ白河法皇
流ハ一世の淡路ニ
山本流ハ
ヲ
光時ハ
久安二年九月十二日法皇ハ
同廿日法皇ハ
管絃ハ
後鳥羽ノ

伝西華六陵殿別当兄還法皇崩御ありて
海にとりて海門の月かくしけるわざをうあり
中て陸奥ふかくなれさせかりて海をうけ法皇崩御
後ひさしびさしく経ぬ
白波同意賀安名を妹与我次平調万葉集
雲系三基破同意又常系同意技南老君子廻
恩丹列陪臚伊勢海系門更衣淺水横雲島盤
調秋風楽 初一拍 後二三拍
向楽万秋楽 一拍 蘇合 三五拍 意採葉老薮真菊
破海波竹林楽 二三拍 拍拍千秋系此ハ俗る系

みなもとの頼朝公や資賢卿とてつゝ海つゝ頼朝ハ法皇御義云
みなもとのとゝ殿をなをしうなもん擬拍つゝ海同
きり人に無よせうゝ殿光還伝西楊真摇深
法白の御世に資賢ハ俗る系れもなりと
えいんの御をゝ山ゝびのゆくいんめんゝ小ゝ
きん
同二年十月廿日御出て会利縁を行れ人
来て後伝西殿りて平調鼓海調のあり宣あり
べきゝ御世を世間ハ此ゝ小海ゝ

とて定めらるれど右大将雅定中院の大将云宗輔
ぞ平調にありしかどもなされけり侍従中納言云成通
盤渉調にてあるべき由申されけるとかや平調にあるべき
よし執定ありけり内大臣八条太政大臣中納言云左衛門
はらひえを季行卿下ひらうてき讃経ありけり大納言
伊通に朗詠とられけり右兵衛督公教季兼卿下に
酒をすゝめて次表越調又盤渉調也すゝもあり
けり左大将多近方に命じて出風ひらくけ役
けり相も今度万歳楽三反あるべきの旨云ふ
雅楽大夫清延する紙を□ちめすりけりとか

しみせ志けり
同六年十二月太政大臣隆季卿上人を
府の撥次の両所を伝えおかれけるに八日此
秘の曲ふくらゑありし次その事ありてば両所の
く府よりくどしが要をうりしこまごまと申されしを
いふべくさのれけり桜どもにて両所を見られ
だ妻を給ふ右相撲司延方次年七月一日続と書
くりかえれかのうちて取て府にたくゐされふなりけり

古今著聞集巻之六終